

旧優生保護法訴訟最高裁判所判決に対する弁護団声明

7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法により強制不妊手術を受けた被害者に対して損害賠償を認める判決を言い渡した。

本日の最高裁判決は、旧優生保護法は憲法13条及び14条1項に違反していたなどとして国に損害賠償責任を認めた上で、改正前の民法724条後段の規定については、特定の障がい者を有する者を差別して優生手術を推進し、長期間にわたって補償の措置をしなかった国が、除斥期間の経過により賠償請求権は消滅したと主張することは著しく正義・公平の理念に反し到底容認することはできず、除斥期間の主張は信義則に反し権利の濫用として許されないと判断した。

本判決によれば、愛知訴訟の原告をはじめとするこれまでに提訴に踏み切った原告らに限らず、優生手術を受けた者であれば損害賠償を受けられることになる。すべての優生手術被害者を分断しない画期的な判断である。

本判決により、司法の場では優生手術被害者は救済されることで決着したと言えるが、国は被害回復に向けて積極的に動いているとは言えない状況にある。

国は、本判決を重く受け止め、本判決の補足意見にもあるように、国のこれまでの被害者対応を改め、被害を受けた方の高齢化等の事情を考え、速やかに国において必要な措置を講じ、全面的な早期解決実現を図るべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、また、優生思想及び障害者に対する偏見差別の解消に向けて、引き続き、全力で活動することを表明する。

2024年7月3日

愛知優生保護法被害弁護団

団 長 熊 田 均